

# 上野事務所ニュース

29年7月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

<http://www.sr-ueno.com/> E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 職場における 熱中症対策

昨年は、職場における熱中症により全国で12名の労働者が死亡しています。建設業、警備業、農業での労災が特に多いようです。

上記のような炎天下で作業を行う業種は特に注意が必要ですが、屋内で仕事をしている方でも熱中症の危険があります。初夏は、身体が暑さに慣れてないことと、熱中症に対しての労働衛生教育が不十分であるため、熱中症になる方が多いようです。

労働者に対して、早くから熱中症の症状を周知し、症状が認められた場合には休憩をとらせ、症状が改善しない場合は病院に連れて行く、などの措置をとれるようにしておきましょう。

熱中症の症状には、以下のようなものがあげられます。

- ①めまい・立ちくらみ
- ②筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
- ③大量の発汗
- ④頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐
- ⑤意識障害・痙攣・手足の運動障害

熱中症の発症に気付くのが遅れ、症状が悪化していた、ということのないよう、作業場所の巡回等を頻繁に行い、作業場所及び労働者の状態を把握・確認しておくことが大切です。

日除けや風通しを良くするための設備を設置する、涼しい場所で休憩を頻繁にとらせる等の対策を行いましょう。

節電のためのエアコン不使用も、過度にならないようご注意ください。

熱中症になる人は水分を補給していくものの塩分を補給していないことが多いようです。予防の為水分だけでなく塩分の

補給も行うようにしましょう。

## 資格喪失連絡票

資格喪失連絡票は、社会保険に加入している従業員が会社を辞めたとき、国民健康保険と国民年金の手続をする際に市区町村の役所に持っていく書類です。

「総務のしごと」の最後のページをコピーして用紙を持たせてください。

## Q&Aなぜなにどうして？

**Q:**当社には夫婦で共働きの従業員がいます。本人たちの申し出に基づいて、  
産前休業に入った月の日割り分の妻の給与を、夫の給与と一緒に夫名義の銀行口座へ振り込むことは可能でしょうか？

**A:**労働基準法では、賃金は、原則として、直接労働者に支払わなければならぬとしています（24条）。したがって、賃金は直接本人に支払わなければならず、代理人に支払うことは違法であり、同僚や本人の債権者などに支払っても無効なので、本人から再度請求があれば二重払いの危険が使用者に生じます。

ただし、労働者が病気欠勤中に妻子が賃金の受領をもとめるようなときは、本人の印鑑を持参し、本人名義で受領したのであれば、本人の代理人ではなく使者への支払いとして適法であると解されます。

今回のケースは、妻の給与を夫名義の銀行口座へ振り込むということなので、「使者」への支払いには該当しません。会社としては、本人たちの願い出であったとしても、いったん夫名義の銀行口座へ振り込み、その後本人で夫名義の銀行口座へ移してもらうのがよいでしょう。